

知的・発達障がいのある人のライフステージに応じた福祉サービスや支援制度（2018年4月以降）

支援やサービスの種類	子ども期（0歳から18歳）	青壮年期（18歳から65歳）	老年期（65歳以上）
福祉サービス	ホームヘルプ 着替えや入浴の身体的介助（身体介護）、保護者の緊急時の食事作りや洗濯等（家事援助）、通院時の付添い（通院等介助）など	着替えや入浴など介助（身体介護）、家事支援や声かけ、見守り（家事援助）、通院や事業所見学の付添い（通院等介助）、長時間派遣のヘルパー（重度訪問介護）など	原則としては介護保険のホームヘルプサービスが適用される（ただし、障がい特性に対応した特別な支援については総合支援法を利用することも可能）
	移動支援・外出支援 保護者が付き添えないときの移動支援、余暇や生活力向上のための外出支援など（移動支援、行動援護など）	本人活動や余暇のための外出支援など（移動支援、行動援護、重度訪問介護の外出加算など）	介護保険には本人活動や余暇のための外出支援サービスはないため、引き続き利用可能
	日中活動支援 未就学児の療育支援（児童発達支援）、学齢児の放課後活動支援（放課後等デイ）、保育所等への専門職の派遣（保育所等訪問支援）、自宅への専門職派遣（居宅型児発）	必要な介助を受けながらの日中活動（生活介護）、軽作業や社会参加活動を中心とした日中活動（地域活動支援センター、小規模作業所）	原則は介護保険のデイが適用（共生型の指定事業所は継続利用可能、また、障がい特性に対応した特別な支援については総合支援法を利用することも可能）
	就労支援 特別支援学校を中心とした職業教育	企業就労に向けた支援（生活訓練、就労移行支援）、雇用型福祉的就労（就労継続A型）、非雇用型福祉的就労（就労継続B型）、就労後フォロー（就労定着支援）	介護保険には就労支援ためのサービスはないため、引き続き利用可能
	一時預かり支援 保護者の所用時や緊急時の一時的預かり（日中一時支援、短期入所）	家族の所用時や緊急時の一時的預かり（日中一時支援、短期入所）	原則としては介護保険の短期入所が適用される
	住まいの支援 障がい児のいる世帯の場合、公営住宅入居（抽選）の優遇措置あり	専門施設での支援（施設入所）、少人数での地域生活（グループホーム・福祉ホームなど）、独立生活者への巡回訪問支援（自立生活援助）	認知症については介護保険のグループホームが適用される（認知症でない場合には引き続きの利用も可能）
	福祉用具 車いすや補聴器など、身体機能を代替する福祉用具（補装具）、介護ベッドやヘッドギアなど、日常生活の利便性を高めるための福祉用具（日常生活用具）※補装具は一部にレンタルを導入		原則としては介護保険の福祉用具が適用される
お金	相談支援 生活全般、福祉サービスを利用する際のコーディネートや事業所調整などの相談（障害児相談支援）、子どもの発達に関する相談（療育相談）、学校入学や学校生活に関する相談（教育相談、スクールカウンセラー）	生活全般、福祉サービスを利用する際のコーディネートや事業所調整などの相談（総合支援法の相談支援）、就労に関する相談（就業・生活支援センター）、自閉症など発達障がい専門の相談（発達障害者支援センター）	原則としては介護保険のケアマネや地域包括支援センターを利用（障がい特性を踏まえる必要がある場合は障害者相談支援を併用することも可能）
	医療費助成制度 乳幼児対象の医療費助成（乳幼児医療費助成制度）、重度障がい児者対象の医療費助成（重度障害児者医療費助成制度）、障がいの内容に応じた医療費助成（自立支援医療）	重度障がい児者に対する医療費助成（重度障害児者医療費助成制度）、障がいの内容に応じた医療費助成（自立支援医療）・・・65歳以上の重度障がい者は「後期高齢者医療制度」に移行（自己負担は1割）	
	一般的な手当・年金 全ての児童を対象とした手当（児童手当）、低所得のひとり親世帯を対象とした手当（児童扶養手当）		老年期になっても、障害基礎年金を継続的に受給することが可能だが、老齢年金（一般的な年金制度）との選択（ダブル受給は不可）
お金	障害系の手当・年金 障がい児を扶養する保護者等を対象とした手当（特別児童扶養手当）、重度障がい児を対象とした手当（障害児福祉手当）※いずれも在宅のみ対象	中・重度障がい者を対象とした年金（障害基礎年金）、重度重複障がい者対象とした手当（特別障害者手当・在宅のみ対象）	
	各種割引や減免 手帳の等級に応じて、各種の割引や減免などが利用可能 ・鉄道、バス、タクシー、有料道路などの料金 ・郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）	・所得税、住民税、自動車税などの税金 ・駐車禁止の除外 ・博物館や美術館など公共施設の利用料 など（各種割引や減免は、地域によってかなり差異があります）	・預貯金利子の優遇（障害者マル優）

※ 表中のサービスや制度は主なものです。詳しくはお住まいの市町村へお尋ねください。また、手帳の等級や所得状況によって受けられるサービスや制度は異なります

作成：又村 あおい（全国手をつなぐ育成会連合会 政策センター委員／機関誌「手をつなぐ」編集委員）